

十六 保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）

改 正 案		現 行	
附 則			
（認可特定保険業者に関する読替え等） 第一条の三（略） 2 改正法附則第四条第十一項において認可特定保険業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第二百二十六条の二第一項	移転会社	移転業者	移転業者
取締役（指名委員会等設置会社） 執行役	取締役（指名委員会等設置会社） 執行役	理事	理事
附 則			
（認可特定保険業者に関する読替え等） 第一条の三（略） 2 改正法附則第四条第十一項において認可特定保険業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第二百二十六条の二第一項	移転会社	移転業者	移転業者
取締役（委員会設置会社） 執行役	取締役（委員会設置会社） 執行役	理事	理事

3 ~ 7 (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
3 ~ 7 (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)